枚方市の財政事情

(第一部)

平成 30 年度版



枚方市

はじめに

自分の住んでいるまちの財政状況について関心のある方は多いものの、実際に知ろう としてもどのような資料を見ればよいのか、また、色々な数値や指標をどのように捉え たらよいのかなどの理由で、財政は難しいとされてしまうことが多いようです。

そこで、本市の財政状況を 10 年間の推移等についてグラフや図表を用いて、できるだけ分かりやすく説明し、理解を深めていただけるように作成したものが「枚方市の財政事情」です。

この第一部では、平成29年度決算情報をもとに様々な分析を行っています。 本書が、本市の財政状況への理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。 なお、第二部の「統一的な基準による財務書類について」は、平成31年3月の発行・ 公表を予定しています。

【注】

- ・類似団体とは、人口と産業構造により区分された団体のことで、本市は中核市に属しています。 (平成 26 年 4 月 1 日より中核市に移行。)(※平成 8 年度から 12 年度は V - 4、平成 13 年度から 17 年度までは V - 5、以降平成 25 年度までは特例市。)
- ・類似団体の数値は、平成 27 年度までは、財団法人地方財務協会発行の「類似団体別市町村財政指数表」の数値を用いていますが、平成 28・29 年度については、未だ発行されていないため中核市市長会が調査・集計した数値等を用い、本市が独自に算出した仮数値としています。また、本市は平成 26 年度より中核市に移行したため、平成 25 年度までは特例市の数値を、平成 26 年度以降については中核市の数値を用いています。
- ・金額は、表示単位未満で四捨五入しているため、端数処理の関係で、各表の足し上げ数値が合計 数値と合わない場合があります。また、本文中の金額と表・グラフ中での差額についても合わな い場合があります。
- ・原則として、普通会計(国が行う地方財政状況調査)の平成20年度から平成29年度までの決算数値を使用しています。ただし、資料の性格等により全会計、一般会計、各特別会計の数値を用いたり(その場合は、その旨表示してあります。)、平成20年度まで遡っていない場合があります。
- ・「市民1人当たり」の箇所については、当該年度末時点における住民基本台帳人口により算出しています。(※平成24年度からは、法改正により外国人住民を含んでいます。)

目 次

第一部 財政状況について

枚方市の財政	1
1. 「財政」って?	1
2 . 「予算」と「決算」	1
3. 枚方市の会計	1
4. 枚方市の決算状況	2
(1) 普通会計	2
(2) 普通会計決算の推移	3
(3) 平成 29 年度普通会計決算の概要	5
歳入の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1. 主な歳入の状況	7
(1) 市税·····	7
(2) 地方交付税······	9
(3) 国庫支出金	11
(4) 府支出金·····	11
(5) 市債	11
(6) その他の収入	14
2. 歳入の構成比	15
3. 財源の構成	16
(1) 自主財源と依存財源	16
(2) 一般財源と特定財源	17
歳出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1.性質別分類から見た歳出の推移······	18
(1) 人件費	19
(2) 扶助費	21
(3) 公債費	21
(4) 投資的経費	22
(5) 特別会計と企業会計への繰出金等	23
(6) 一部事務組合等への負担金	24
(7) 物件費	25
(8) 義務的経費	26

2. 目的別分類から見た歳出の推移	27
(1) 目的別歳出の内訳と推移	27
(2) 民生費について	28
将来にわたる財政負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
1. 市債残高(借入金残高)	29
2.債務負担行為	30
基金の状況	31
1. 基金の状況	31
主な財政指標	33
1. 健全化判断比率について	33
(1)実質赤字比率······	34
(2) 連結実質赤字比率	35
(3) 実質公債費比率	36
(4) 将来負担比率······	38
2. その他の主な財政指標について	40
(1) 財政力指数······	40
(2) 経常収支比率	41
(3) 公債費負担比率	44
特別会計の状況	45
1. 本市の特別会計	45
用語解説	50

第一部 財政状況について

枚方市の財政

「財政」「予算」「決算」よく聞く言葉ですが、その内容はどのようなもの でしょうか?

1.「財政」って?

国も地方公共団体(市)も、いろいろな行政活動を行っています。この行政活動を支えるための「お金のやりくり」のことを「財政」といいます。枚方市でも、毎年皆さんに納めていただく税金などを活用して、どういった行政サービスにどれくらいのお金を使っていくか、というやりくりをしています。

2. 「予算」と「決算」

「予算」は、市の1年間(毎年4月1日~翌年3月31日まで)の仕事の計画書です。 言い換えると、どの事業にどれだけの費用がかかるか、これらをどういう収入で賄ってい くか、という見積もりのことです。また、「決算」とは、1年間に入ってきたお金と支払 ったお金の実績をまとめたものです。つまり、「予算」が適正に執行されたかどうかを確 認するものです。

3. 枚方市の会計

予算・決算とも、そのお金の出入りを明らかにするため、会計を設けています。子育て や高齢者などの福祉、教育、ごみ処理、道路整備など、皆さんに身近で市の基本的な業務 を行う会計を「一般会計」と言います。本市においては、この一般会計のほか国民健康保 険特別会計をはじめとする7つの特別会計【45~~ジ参照】と水道事業など3つの企業会 計で構成されています。

平成29年度の各会計の収支状況(一般会計と各特別会計では「実質収支」と言います。 企業会計の場合は「純利益」です。)は、次表のとおり、一般会計・国民健康保険・土地 取得・財産区・介護保険・後期高齢者医療・母子父子寡婦福祉資金貸付金・水道事業・下 水道事業の9会計は黒字又は収支均衡で、自動車駐車場・病院事業の2会計は赤字となっ ています。 歳入・歳出の「歳」とは、会計年度を示 し、歳入とは一会計年度における一切の 収入をいい、歳出とは、一会計年度にお ける一切の支出をいいます。

事業の完了を翌年度に延期しなけ ればならない場合などに、必要な財 源を翌年度に繰り越すものです。

平成29年度各会計の決算額

支出を経理するものです。の中心として行政の一般一般会計とは、税収入を	
⁷ 。般を 的収 な入	

会む(単特 計) 法独別 もので もして がああ があの ですりる収 独を場支 の含合を

Ш;	20 W 13	エ り 。 ·······	•••••	~##### *********			平	成 29 年 月	度各 会 計 (の決算額								
		会		·† [2	区 分		····	/// 歳 入	歳出	歳入歳出差引 (形式収支)	翌年度 繰越財源	(単位:千円) 実質収支						
								A	В	A-B C	D	C-D						
	_	般 会 計					計	135,855,070	134,156,493	1,698,577	24,829	1,673,748						
		国	民	健	康	保	険	50,260,199	49,698,537	561,662	-	561,662						
	特	自動車駐車」		地	取		取		取		取		得	500,775	500,775	-	-	-
7	別			場	100,888	395,480	▲ 294,592	-	▲ 294,592									
				区	338,909	338,909	-	-	-									
	会	介		護	保	ţ	険	30,994,242	30,439,873	554,369	-	554,369						
	計	後期高齢者医療		療	5,758,500	5,483,334	275,166	_	275,166									
		母子	2父子	事婦	福祉資	金貸	付金	88,164	24,676	63,488	-	63,488						

	会計区分		収益的収入 A′	収益的支出 B′	純利益 A' - B'	前年度純利益		
企	水			道	6,867,818			
業会	病			院	8,582,356	9,549,543	▲ 967,187	▲ 741,022
計	下		水	道	12,407,553			

※純利益、前年度純利益のマイナス(▲)は純損失。

4. 枚方市の決算状況

(1) 普通会計

前ページで紹介した一般会計や各特別会計は、各地方公共団体が任意に定めるため、地 方公共団体間の比較が困難です。そこで、財政の状況などについて、地方公共団体間の比 較ができるよう国の統一の基準に基づき作成する会計が普通会計です。

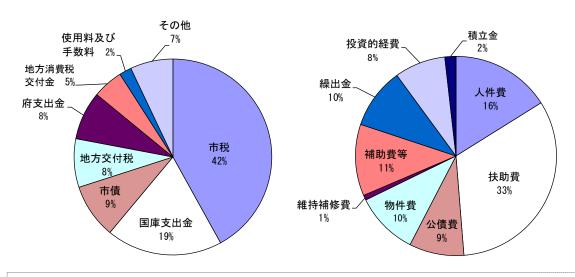
本市においては、一般会計及び土地取得特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計を合計し、重複分を控除する等の整理を行ったものが普通会計となります。

本書は、主にこの普通会計の決算状況を取りまとめたものです。

平成 29 年度普通会計決算の内訳

歳入決算額 135, 764 百万円

歳出決算額 134,002 百万円



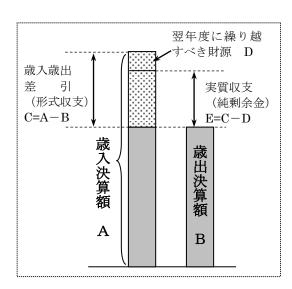
「その他」の主なものは、地方譲与税、配当割交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、繰入金など

(2) 普通会計決算の推移

下表で、歳入決算額Aから歳出決算額Bを差し引いた額が、形式収支Cです。

この形式収支Cは、単純な歳入と歳出の差額であり、翌年度へ繰り越すべき財源Dを含んでいる場合があります。

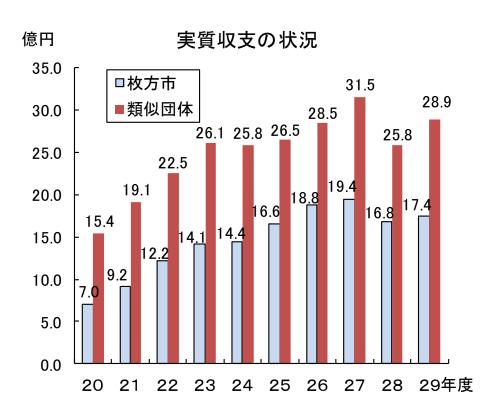
翌年度に繰り越すべき財源とは、当該年度内に事業を完了させることが不可能となった場合等に翌年度において使うお金なので、その年度の黒字額に含めることができません。 そこで、これを控除して本来の黒字・赤字を判断しようとするのが実質収支Eです。こ



の収支は、純剰余金(赤字の場合は不足額) ですから、実質収支に示される赤字・黒字は 当該団体の財政運営の状況を判断する重要 なポイントとなります。

本市の普通会計決算における実質収支は、 次表のとおり黒字を維持していますが、類似 団体に比べると少ない状況です。ただ、地方 公共団体の実質収支は、もちろん黒字である ことは重要ですが、多ければ多いほど良いと いうものではなく、あまりに多い場合は、さ らなる行政サービスの向上などに充てるべ きと考えられています。今後も一定水準の黒 字を確保していけるよう、計画的な運営を行っていきます。

また、平成29年度、当該年度の実質収支と前年度の実質収支の差となる単年度収支は、5,400万円の黒字となりました。単年度収支とは、実質収支から歳入のうちの繰越金(前年度の黒字分)を除いた額であり、当該年度だけの収支を見る場合の数値です。



普通会計決算の推移(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
区分年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
歳入決算額 A	108,070	113,482	119,902	118,073	120,152	118,883	125,232	135,186	134,535	135,764		
歳出決算額B	106,987	112,058	118,364	115,730	118,550	116,989	123,190	133,029	132,602	134,002		
形式収支 C(A-B)	1,083	1,424	1,538	2,343	1,602	1,894	2,042	2,157	1,933	1,762		
翌年度へ繰越すべき財源D	380	506	317	931	167	238	166	214	250	25		
実質収支 E(C-D)	703	918	1,221	1,412	1,435	1,656	1,876	1,943	1,683	1,737		
単年度収支 F (E-前年度実質収支)	▲ 164	215	303	191	23	221	220	67	▲ 260	54		
積 立 金 G	436	1,168	1,670	1,127	1,348	1,030	1,040	954	1,059	970		
繰上償還金 H	438	0	484	500	365	2,393	1,146	1,148	672	1,656		
積立金取崩額 [99	0	303	0	5	0	0	300	800	1,455		
実質単年度収支 (F+G+H-I)	611	1,383	2,154	1,818	1,731	3,644	2,406	1,869	671	1,225		

(3) 平成29年度普通会計決算の概要

平成29年度普通会計決算は、前述のとおり実質収支は17億3,700万円の黒字、単年度収支は5,400万円の黒字となりました。

歳入については、根幹を成す市税収入が個人市民税や固定資産税などが増収となりました。また、地方交付税のほか株式等譲渡所得割交付金などの交付金についても一定の伸びがありました。一方、歳出では、扶助費や公債費、投資的経費などが増となりました。

この結果、対前年度比では、歳入は12億2,900万円の増、歳出は14億円の増と、歳出の増が歳入の増を上回る結果となりました。

歳入歳出それぞれの主な増減の内容は、以下のとおりです。

歳入

- ○市税収入 前年度から 5 億 4,100 万円の増(1.0%)
 - うち・固定資産税 家屋の新増築により3億7,300万円の増(1.8%)
 - ・個人市民税 所得情勢の改善が見られたことにより3億4,600万円の増(1.5%)
 - ・市たばこ税 喫煙者数の減により1億1,800万円の減(▲5.8%)
 - ・法人市民税 個々の法人の業績の変動及び税制改正による法人税率の引き下げ により1億4,800万円の減(▲3.9%)
- ○地方消費税交付金など各種交付金 5億5,100万円の増(6.9%)
- ○地方交付税 7億5,800万円の増(7.1%)
- ○国からの支出金 1億9,700万円の減(▲0.8%)
- ○大阪府からの支出金 13億600万円の増(13.0%)
- ○基金などからの繰入金 15 億 6,100 万円の減 (▲40.4%)
- ○市債(臨時財政対策債) 11億2,100万円の増(19.7%)
- ○市債(臨時財政対策債以外のもの) 13億1,500万円の減(▲21.8%)

これらの結果、歳入総額は1,357億6,400万円で前年度から12億2,900万円の増(0.9%) となりました。

歳出

- ○人件費 退職手当の増などにより前年度から 7億5,800万円の増(3.7%)
- ○扶助費 私立保育所措置委託料の増などにより 12億9,400万円の増(3.0%)
- ○公債費 11億5,800万円の増(10.9%)
- ○投資的経費 京阪本線連続立体交差事業やごみ焼却設備更新工事、公的介護施設等整備事業の増などにより 11 億 6,400 万円の増(11.8%)
- ○繰出金 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3特別会計への繰出金の増により8億6,200万円の増(7.0%)
- ○基金への積立金 12億500万円の増(103.9%)

○補助費等 新庁舎及び総合文化施設整備事業基金への償還金の減などにより 53 億 6,600 万円の減 (▲25.7%)

これらの結果、歳出総額は1,340億200万円で前年度から14億円増(1.1%)となりま した。

以上のことから、歳入と歳出の差し引き額(形式収支)が17億6,200万円となり、そ こから翌年度に繰り越すべき財源2,500万円を控除した結果、実質収支と単年度収支は冒 頭に記した数値となりました。

なお、普通会計決算の歳入・歳出の主な項目の推移状況は下表のとおりです。

(単位:百万円) 歳入の内訳と推移

_	4 - 4 4 Hr	_										
区分	年	度/	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市	7	锐	60,019	56,991	55,934	55,730	54,538	55,300	56,221	55,884	55,825	56,366
地:	方交付和	锐	5,528	6,986	10,476	10,235	10,984	11,141	12,732	11,609	10,706	11,464
地方	消費税交付	金	3,209	3,387	3,381	3,365	3,370	3,341	4,231	7,441	6,715	6,764
国	庫支出3	金	14,622	23,673	21,224	22,300	21,683	21,487	24,376	24,589	26,251	26,053
府	支出 3	金	6,120	6,589	8,110	7,853	8,409	8,132	7,272	11,107	10,018	11,324
地	方(責	8,490	7,087	9,215	8,092	10,395	9,514	10,502	12,446	11,719	11,525
繰	入 3	金	1,537	76	2,277	1,711	967	436	361	2,392	3,864	2,303
そ	の(也	8,545	8,693	9,285	8,787	9,806	9,532	9,537	9,718	9,437	9,965
歳	入総智	領	108,070	113,482	119,902	118,073	120,152	118,883	125,232	135,186	134,535	135,764

性質別歳出の	性質別歳出の内訳と推移													
区分年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29				
義務的経費	59,410	59,863	66,725	67,752	67,416	69,156	70,551	73,271	73,912	77,123				
人件費	24,567	23,242	22,940	21,800	20,573	19,642	20,192	21,595	20,755	21,514				
扶 助 費	24,502	26,483	33,181	35,189	35,782	36,286	38,699	40,500	42,497	43,791				
公 債 費	10,341	10,138	10,604	10,763	11,061	13,228	11,660	11,176	10,660	11,818				
物件費	10,359	10,856	10,913	11,567	11,528	11,396	12,618	13,150	13,294	13,627				
維持補修費	1,220	1,298	1,323	1,309	1,288	1,538	1,266	1,604	1,097	1,092				
補助費等	10,423	17,094	10,893	16,067	15,756	15,874	16,241	17,011	20,906	15,540				
繰 出 金	14,623	14,474	14,794	10,235	10,692	11,182	12,421	13,627	12,359	13,221				
投資的経費	10,300	5,832	7,431	5,213	8,977	5,265	7,676	12,004	9,848	11,012				
その他	652	2,641	6,285	3,587	2,893	2,578	2,417	2,362	1,186	2,387				
歳出総額	106,987	112,058	118,364	115,730	118,550	116,989	123,190	133,029	132,602	134,002				

歳入の状況

市は、どのような収入をもとに市民サービスを提供しているのでしょうか?

1. 主な歳入の状況

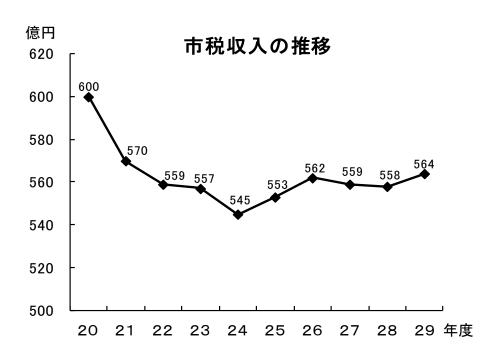
市が様々なサービスを提供するために必要な経費は、市税や地方交付税、国・府からの支出金、市債等の収入で賄っています。これら歳入の総額は1,357億6,400万円で、規模としては過去最大の金額となりました。

(1) 市 税

市税収入は歳入全体の4割以上を占め、本市の財政運営の根幹を成す財源となっており、 この動向が財政状況に大きな影響を及ぼします。平成29年度は、前年度に比べ5億4,100 万円増(1.0%)の563億6,600万円となりました。

■ 市税収入の推移

本市の市税収入は、平成9年度の651億900万円をピークに、景気の低迷と国の恒久的減税の実施により、平成17年度までは減少し続けていましたが、平成18年度に9年ぶりに増加に転じ、平成19年度では608億1,500万円と対前年度比48億1,500万円増(8.6%)となりました。その後、リーマンショックの影響による景気後退や雇用情勢の悪化などにより、下のグラフのとおり平成20年度から再び減少傾向に転じ、平成22年度以降は、540~560億円台で推移しています。



また、その主な内訳の推移は、下のグラフのとおりです。

主な市税収入額の推移

土地・家屋に係る市税収入額の推移

家屋

120

117

108 / 108 107

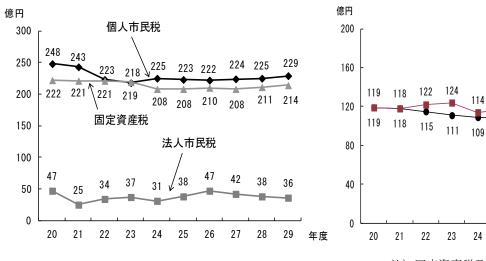
土地

121

107

123

107

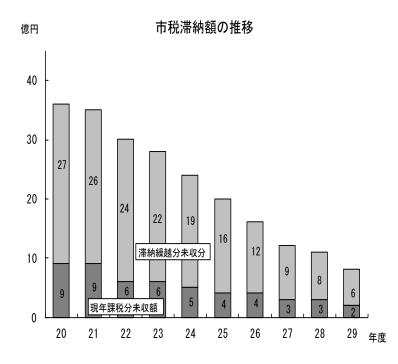


注) 固定資産税及び都市計画税の土地・ 家屋それぞれの合計を表しています。

25 26

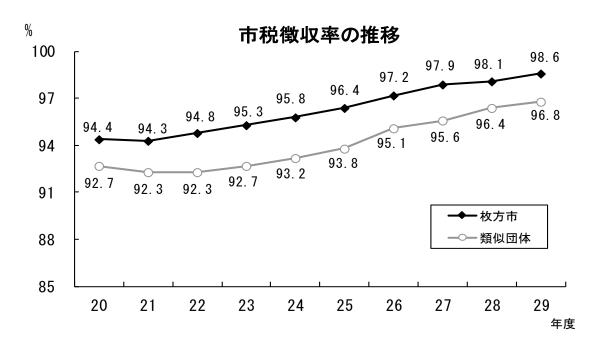
■市税の滞納と徴収率

市税の滞納額は、ピークの平成 12 年度には、その 10 年前(平成 2 年度)のおよそ 2.8 倍、金額にして 71 億円に達しました。その後は、滞納が発生しないよう現年課税分の徴収に力を入れ、平成 17 年度からはコンビニ収納事業をスタートするなど、納税しやすい体制づくりに努めました。



また、自動車・バイクのタイヤロックを執行するとともに、動産及び不動産のインターネット公売に取り組む等の滞納整理の強化を行った結果、滞納額は平成13年度から17年連続で減少しています。

さらに、平成 26 年度からは債権 回収課を設置し、市税以外の4債権 (国民健康保険料、後期高齢者医療 保険料、介護保険料、保育所運営費 負担金)の効果的で効率的な徴収業 務に当たっています。 本市の市税徴収率については、前述の取り組みを強化してきたことにより、平成13年度 以降改善してきています。現年課税分の徴収率は、平成3年度以降、継続して97%以上で 推移し、平成29年度は99.6%となりました。滞納繰越分については、平成29年度は35.4% であり、徴収率は全体で98.6%となり、前年度からさらに0.5ポイントの増となりました。 今後も引き続き、税負担の公平性を保っていくためにも徴収率向上に努めていきます。



(2) 地方交付税

地方交付税は「税」という名称がついていますが、地方公共団体の自主性を損なわずに その財源の均衡化を図ることなどを目的に国から交付されるものです。

平成 29 年度の本市への交付額は、前年度に比べ 7 億 5,800 万円増(7.1%)の 114 億 6,400 万円となりました。

また、地方交付税には普通交付税と特別交付税の2種類があり、それぞれの交付額の推 移は、下の表のとおりです。

地方交付税の推移 (単位:百万円)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ţ	地方交付税	5,528	6,986	10,476	10,235	10,984	11,141	12,732	11,609	10,706	11,464
	普通交付税	5,322	6,759	10,221	9,952	10,670	10,835	12,458	11,321	10,422	11,167
	特別交付税 (震災復興分含む)	206	227	255	283	314	306	274	288	284	297

なお、次ページに地方交付税制度の概要を掲載していますのでご参照ください。

地方交付税制度の概要

1. 地方交付税とは

○目的

地方交付税の原資は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額です。

また、その目的は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源とされています。

○総額(平成29年度の状況)

所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

○種類

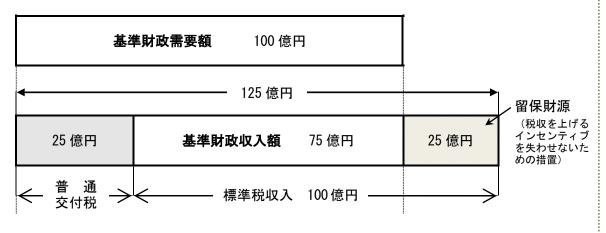
普通交付税・・・・地方交付税総額の 94% 特別交付税・・・・地方交付税総額の 6%

2. 普通交付税額の算定に係る基本的な考え方

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 地方団体ごとの普通交付税額

基準財政需要額=各地方公共団体の標準的な財政支出を算定するもので、行政分野ごとに 人口や面積などの客観的なデータに基づき、地方特性を反映させて算出 基準財政収入額=各地方公共団体の標準的な収入を算定するもので、標準税収入(地方税 を標準的な税率で徴収したときの収入額)の75%

普通交付税の仕組み



上の図の場合・・・

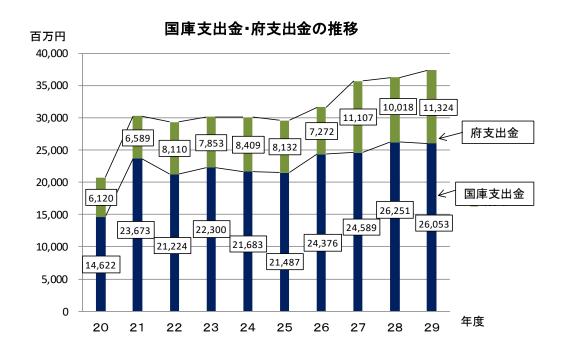
基準財政需要額(100億円)-基準財政収入額(75億円)=普通交付税額(25億円)

(3) 国庫支出金

地方公共団体が実施する行政サービスに対して、その経費の一部を国が負担したり補助するものが、歳入の「国庫支出金」です。国庫支出金の総額は、260億5,300万円で前年度に比べ1億9,700万円減(▲0.8%)となりました。

(4) 府支出金

国庫支出金と同じく大阪府から支給(交付)されるものが「府支出金」です。府支出金の総額は、113億2,400万円で前年度に比べ13億600万円増(13.0%)となりました。 国庫支出金と府支出金の総額の推移は、下のグラフのとおりです。



(5) 市 債

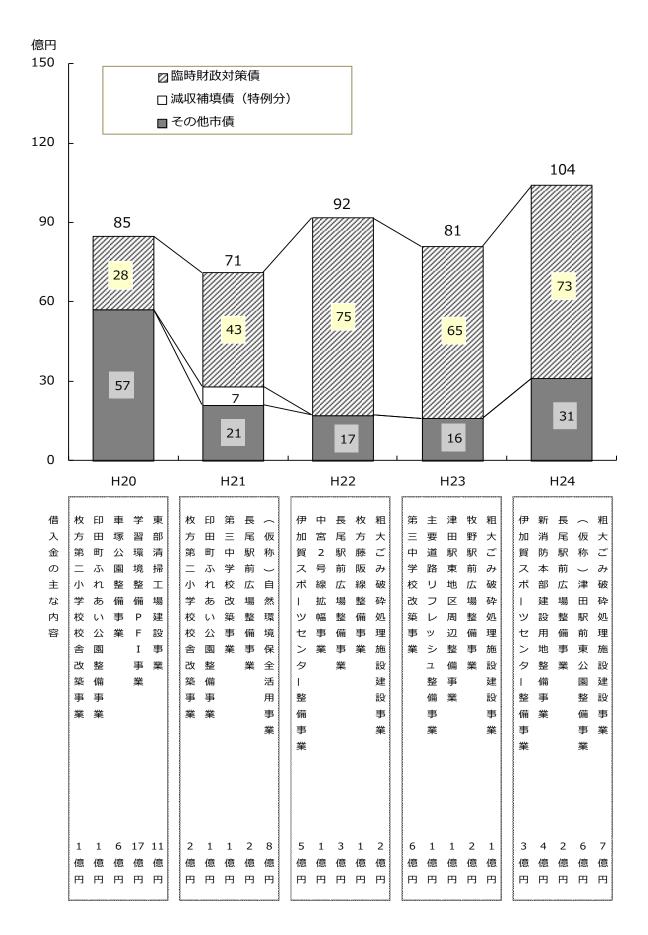
市債は、市が投資的事業を実施することなどに伴う資金調達として発生する債務です。 公共施設の建設事業など多額の費用を要する場合、その財源として銀行等から借り入れ、 その負担を償還という形で後年度に繰り延べ、年度間の負担の公平性を保つという意義が あります。

また、平成 13 年度以降、地方公共団体の財源不足を補う目的で、地方交付税の補てん措置となる臨時財政対策債が創設されました。臨時財政対策債は地方交付税の代替財源という性質上、市税などと同様に一般財源(特定の事業に充当しない財源)として本市も借り入れを行っています。

平成29年度の市債の借入総額は115億2,500万円で前年度に比べ1億9,400万円減(▲1.7%)となりました。このうち、臨時財政対策債の借入額は67億9,500万円で前年度に比べ11億2,100万円増(19.7%)となっています。

なお、市債借入額の推移状況は次ページの表のとおりです。

《市債借入額の推移》



臨時財政対策債及び減収補填債(特例分)の借入額

(単位:百万円)

これを表現である。		ハロハ VJ旧八 	IX							IT ' 口/ JI J	
図分年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
臨時財政対策債	2,749	4,266	7,472	6,526	7,304	8,086	8,199	6,777	5,674	6,795	億円
減収補填債(特例分)	-	724	-	-	-	-	-	-	-	-	7 150
95		1	05		124 68 56			57		115 68 47	- 120 - 90 - 60
14 H25			26		H27		HZ	28		H29	0 年度
小中学校給食共同調理場建設用地整備事業上水道安全対策事業(一般会計出資債)長尾駅前広場整備事業	8、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	東部スポーツ公園上水道安全対策事	きるプラントきちと対策事学校園施設改善事業 同報系無線デジタル整備事	殿山小倉線整備事業	学校園施設	主义 法 医 医 司 司 是 房 医 请 系 菜 台 場 跡 保 存 整 備 事 業	御殿山小倉線整備事業第3プラント老朽化対策事業	総合スポーツセンタ学校園施設改善事業総合文化施設整備事	野長尾線整備事業	・	学校園施設改善事
5 1 2 1 億 億 億 億	億	5 2 4 億 億 億 円 円 P	意信信	億	3 5 8 億 億 億 円 円 円	8 8	億 億 億	5 9 20 意 億 億 円 円	3 億 亿	4 5 3 意 億 億	10 . 億 . 円

■ なぜ、市債の借り入れをする必要があるのでしょうか?

平成 29 年度の投資的事業の総額は約 110 億円で、そのための財源として約 47 億円の市債の借り入れを行いました。もし、この投資的事業の財源として市債の借り入れを行わずに、すべて税金(市税収入)で賄ったとすると、その年度に必要な他の市民サービスの提供に支障をきたしてしまいます。このように市債は、ある年度の過大な負担を軽減し、計画的に財政運営を行うための機能を有しています。

また、市債を活用して負担を長期に分割することで、施設を利用して便益を受ける将来世代の市民にも費用を負担してもらい、税負担の公平性を確保するという機能もあります。

しかしながら、借り入れた市債の償還は、非常に長い期間をかけて行うものであるため、 今後も市債残高の推移を見ながら、その償還額(=公債費)が後年度の財政運営に過度な 負担とならないよう十分に留意しながら、計画的な活用を図っていくことが重要だと考え ています。

■ 臨時財政対策債って?

臨時財政対策債は、前述のとおり地方財政計画における財源不足を解決するために平成13年度に設けられた制度です。それまでは、地方公共団体全体の財源不足を埋めるために国の交付税特別会計が一括して借り入れを行い、それをもとに地方交付税として各地方公共団体に交付していました。これを見直し、交付税特別会計での一括借り入れではなく、その振替えとして各自治体において借り入れすることとなったものです。

本市もこの制度に基づき、毎年度同債の借り入れを行っていますが、その取り扱いについては、同債を含めた市債全体の規模を見ながら、将来世代への過度な負担を招かないような計画的な運用を実践していく中で、適切に判断していくこととしています。

(6) その他の収入

その他の市の収入としては、地方消費税交付金、地方譲与税、使用料・手数料、分担金・負担金、基金からの繰入金などがあります。

なお、地方消費税交付金については、消費税率が平成 26 年度に 8 %へと改定されて以降、 その引き上げ分が社会保障の充実に係る財源とされていることから、地方公共団体の財政運営 における役割は大変大きくなっています。

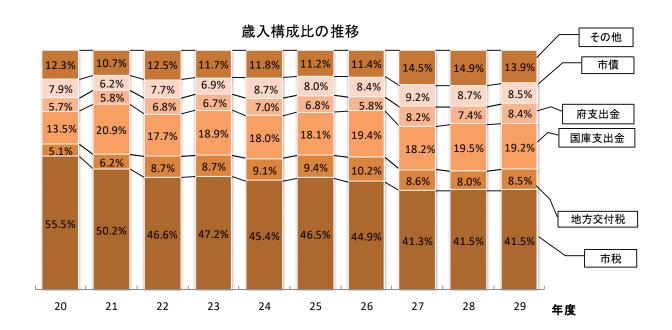
それぞれの決算額の推移は、下の表のとおりです。

その他の収入のうち主なものの推移

(単位:百万円)

区分	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
地方》	肖費税交付金	3,209	3,387	3,381	3,365	3,370	3,341	4,231	7,441	6,715	6,764
地方	ī 譲 与 税	770	726	711	698	661	633	595	620	617	636
使 用	料· 手 数 料	2,304	2,337	2,333	2,356	2,341	2,385	2,377	2,375	2,458	2,494
分 担	金・負担金	976	1,151	1,057	1,083	1,105	1,200	1,260	1,318	1,393	1,496
繰	入 金	1,537	76	2,277	1,711	967	436	361	2,392	3,864	2,303

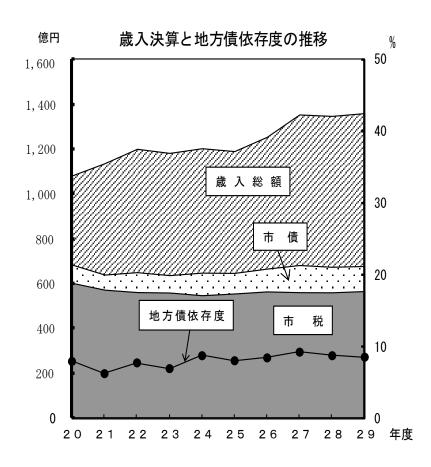
2. 歳入の構成比



市民の皆さんに納めていただいた税金(市税)は、市が行う様々なサービスを支える歳入の 根幹を成すものですが、長期的に見れば市税以外の財源の構成比が大きくなってきています。

平成 29 年度の歳入総額に占める市税の割合は、昨年度と同じ 41.5%となりました。

歳入総額のうち借入金に 頼る割合(地方債依存度)は、 平成20年度以降は、概ね6% 台から8%台で推移していま す(平成27年度のみ9.2%)。 平成29年度は8.5%で前年 度から0.2ポイントの減と なりました。これは、歳入総 額が増となった一方で、市債 の借り入れが若干減少した ためです。



3. 財源の構成

(1) 自主財源と依存財源

地方公共団体の収入は、自主財源と依存財源に分けることができます。

市税や使用料・手数料等の収入を「自主財源」と言い、国・府支出金、地方交付税や地方消費税交付金等の収入は、国・府の基準により交付されるもので、市が自主的に収入できるものではないことから「依存財源」と言います。自主財源の割合が大きいほど財政運営の自主性をより確保できることになります。

平成29年度は、市税の増があったものの、繰入金のうち基金からの繰入金が大幅な減となったことなどで、自主財源の総額は662億6,100万円となり前年度から10億1,400万円の減となりました。

この結果、自主財源比率は前年度から 1.2 ポイント減の 48.8%となり、2 年ぶりに 50%を 割り込むこととなりました。

自主財源と依存財源の内訳

自主財源・・・市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金 繰越金、諸収入

依存財源・・・地方交付税、国・府支出金、地方譲与税、市債 地方消費税交付金など各種交付金

1 依存財源 38.0% 44.4% 45.9% 46.0% 47.3% 47.3% 49.1% 50.0% 51.5% 51.2% 自主財源 62.0% 55.6% 54.1% 54.0% 52.7% 52.7% 50.9% 50.0% 48.5% 48.8% 29 年度 20 21 22 23 24 25 26 27 28

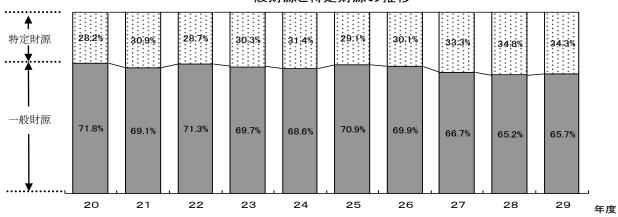
自主財源と依存財源の推移

(2) 一般財源と特定財源

また、収入は、特定の目的のためにしか使えない「特定財源」と、どのような目的にも自由 に使える「一般財源」に分けることもできます。

特定財源のうち代表的なものは、国・府支出金です。例えば、生活保護費や障害者福祉に対する国・府の負担金を他の事業に使うことはできません。

これに対し、市税や地方交付税、地方消費税交付金等の一般財源は、自由に使うことができるため、これらの収入が多いほど、市が独自の施策を展開する余地が広がり、より多くの行政需要に柔軟に対応していくことができます。



一般財源と特定財源の推移

市税は一般財源の6割以上を占め、これ以外の主な一般財源として、地方交付税、地方消費税交付金、臨時財政対策債などがあり、市税を含めたこの4項目で一般財源総額891億3,600万円の9割以上を占めています。

平成 29 年度の歳入全体に占める一般財源の割合は、前年度から 0.5 ポイント上昇して 65.7%となりましたが、長期的には減少傾向にあります。

歳出の状況

納めていただいた税金をはじめ、市が収入したお金は、何にどのように使われたのでしょうか?

1. 性質別分類から見た歳出の推移

性質別分類とは、歳出を経済的性質によって、人件費、扶助費、公債費、投資的経費等に分類したものです。

性質別経費の主なもの

人件費……職員等に対し労働の対価、報酬として支払われる経費

扶助費……・障害者福祉や生活保護など社会保障制度に基づき支出する経費

公債費……市が借り入れたお金(市債)の元金の償還費及び利子の支払い費、一時

借入金に対する利払い費

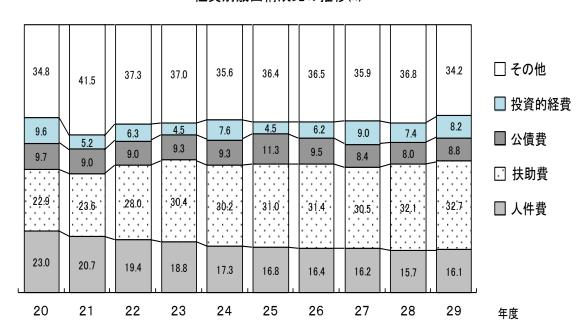
投資的経費…教育施設・道路・公園など公共施設の新増設等に要する経費

特別会計と企業会計への繰出金等

…一般会計から特別会計や企業会計に対して支出される経費

物件費……上記以外の消費的経費の総称

性質別歳出構成比の推移(%)



(1) 人 件 費

本市の人件費(退職手当を除く)は、平成11年度から平成25年度まで15年間減少が続きました。これは、本市が過去に危機的な財政状況に陥った際、行政改革の一環としてより効率的な行政サービスを行えるよう職員数の減などに取り組んだ結果によるものです。

平成 26 年度は、本市が中核市になったことにより、保健所業務など新たな行政サービスを 担うこととなったため、職員採用を行ったことで 16 年ぶりに増加に転じました。

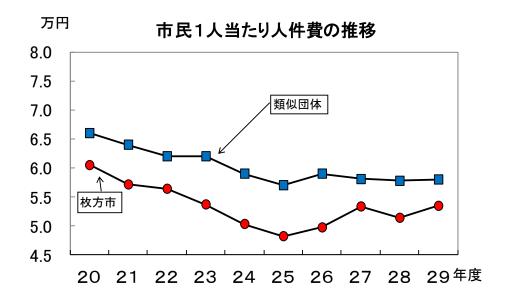
平成 29 年度については、197 億 9,800 万円で前年度から 3 億 5,100 万円増加しました。 また、職員数は、平成 7 年度の 2,881 人をピークに平成 23 年度には 1,968 人となり、900 人以上の削減となりました。平成 25 年度以降は、前述の中核市への移行などにより増加し、 平成 29 年度には 2,170 人となりました。

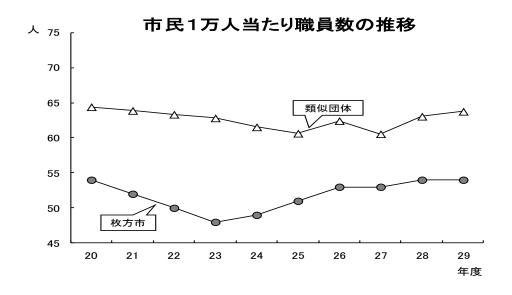
現在は、平成26年4月から平成32年4月を計画期間とした枚方市職員定数基本方針に基づき、事務事業の見直しや効率化等による職員数と総人件費のさらなる適正化に取り組んでいるところです。

なお、参考として、市民1人当たり人件費や市民1万人当たり職員数の推移をグラフで掲載 しています。

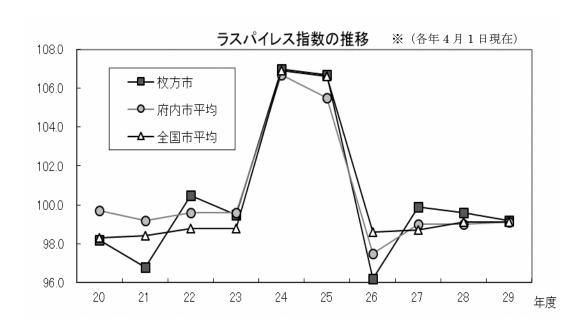
人件費の内訳の推	移								(単位 :百	<u> 万円、人)</u>
区分年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人 件 費	24,567	23,242	22,940	21,800	20,573	19,642	20,192	21,595	20,755	21,514
うち退職手当	3,582	2,625	2,821	2,523	2,074	1,253	921	1,764	1,308	1,716
うち退職手当を除く 人 件 費	าการ	20,617	20,119	19,277	18,499	18,389	19,271	19,831	19,447	19,798
職 員 数	2,189	2,117	2,030	1,968	1,987	2,087	2,152	2,144	2,191	2,170

※職員数は各年度の翌年度4月1日現在の数値です。





地方公共団体の給与水準を国の水準と比較したものがラスパイレス指数です。本市の平成29年度のラスパイレス指数は、前年度からさらに0.4ポイント下がり、99.2となっています。

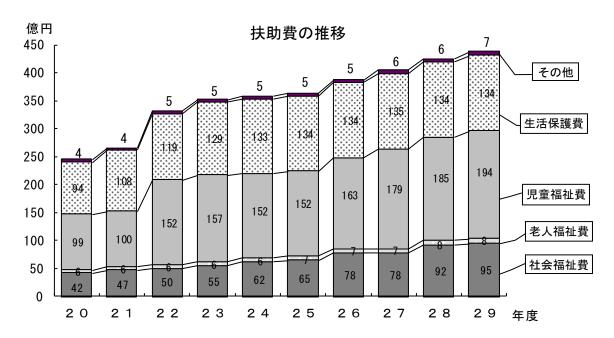


ラスパイレス指数の推移

ノヘハイレヘ	日 双 [7] 正 [9]	^								
区分年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
枚方市	98.2	96.8	100.5	99.5	107.0 (98.9)	106.7 (98.6)	96.2	99.9	99.6	99.2
府内市平均	99.7	99.2	99.6	99.6	106.7 (98.6)	105.5 (97.5)	97.5	99.0	99.0	99.1
全国市平均	98.3	98.4	98.8	98.8	106.9 (98.8)	106.6 (98.5)	98 6	98.7	99.1	99.1

※平成24・25年度の()の数値については、国家公務員の給与減額措置(2年間)が無いとした場合の参考値です。

(2) 扶助費



挟助費は、生活保護や子育て支援、障害者福祉、高齢者福祉などの社会保障サービスを 提供するための費用で、保育需要の伸びや高齢化の進展、景気の動向などを反映する形で 年々増加しています。

生活保護費は、平成 24 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。一方、児童福祉費は直近の 10 年間でほぼ 2 倍の 194 億 2,100 万円となっています。平成 29 年度も、待機児童対策の推進や放課後等デイサービス事業費の伸びなどにより、前年度から 9 億 4,900 万円の増となりました。

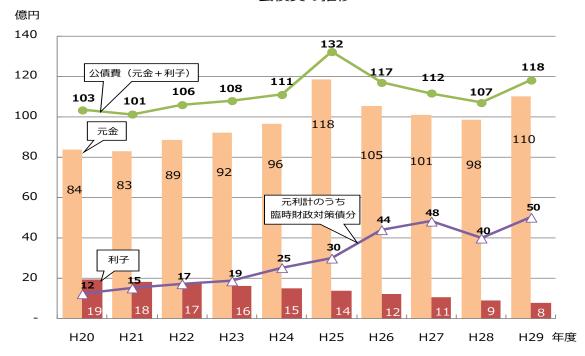
また、社会福祉費も前年度から3億5,300万円の増となりました。これは、障害者自立支援費などの伸びによるものです。

(3) 公債費

11 ページでも記述しましたが、市債には公共施設の建設事業などの財源として借り入れるものと、地方交付税の補填措置として借り入れるもの(臨時財政対策債)があります。公債費はこれらの市が借りたお金(市債)の返済金です。このため、毎年の建設事業費(投資的経費)の大きさや臨時財政対策債の借入額の大きさが後年度の公債費に表れてきます。

公債費の推移は、平成22年度以降増加の傾向を示していましたが、平成25年度をピークにその後は減少していました。しかし、平成29年度は繰上償還額の増加などにより、11億5,800万円の増となりました。

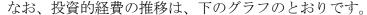
公債費の推移

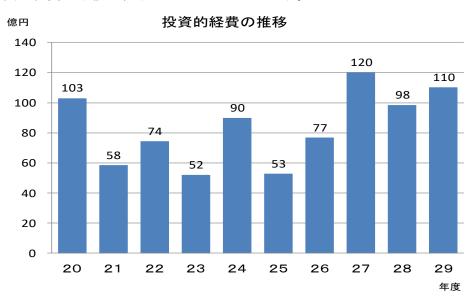


(4) 投資的経費

投資的経費については、実施年度に多額の財源が必要となるだけでなく、後年度、その 財源として借り入れた市債の償還が発生するとともに、新たに運営費や維持管理経費が必 要となってきます。このため、将来に過度な負担を残さないよう、計画的に実施していく ことが重要です。

平成29年度は、主な事業として京阪本線連続立体交差事業、(仮称)総合文化芸術センター整備事業、学校園施設改善事業、公的介護施設整備事業、ごみ処理施設の改善工事などを実施した結果、総額は110億1,200万円で、前年度から11億6,400万円増(11.8%)となりました。



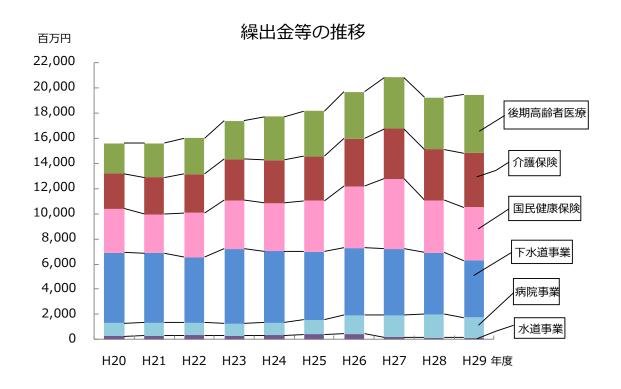


(5) 特別会計と企業会計への繰出金等

繰出金等は、特別会計や企業会計が行う行政サービスに要する経費のうち、一般会計が 負担または補助する部分について、税収入等をもって繰り出している経費です。

主なものを挙げますと、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療といった社会保障施 策の一部経費や病院事業における救急医療などの不採算部門の経費、下水道事業における 浸水対策をはじめとした雨水処理経費などが挙げられます。

平成29年度の繰出金等の総額は194億8,600万円で、前年度から2億3,000万円増となりました。これは、水道・病院・下水道の各企業会計への繰出金等は減少したものの、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計に対するものが増加したことによるものです。



繰出金等の推移 (単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国民健康保険	3,480	3,101	3,543	3,872	3,836	4,041	4,931	5,567	4,175	4,252
介護保険	2,777	2,933	3,090	3,259	3,416	3,534	3,759	3,971	4,055	4,294
後期高齢者医療	2,415	2,702	2,864	3,070	3,433	3,604	3,731	4,089	4,128	4,675
水 道	268	315	337	303	347	405	467	203	159	148
病 院	1,028	1,033	987	966	1,011	1,153	1,474	1,721	1,854	1,606
下水道	5,630	5,516	5,207	5,933	5,661	5,429	5,330	5,298	4,885	4,511

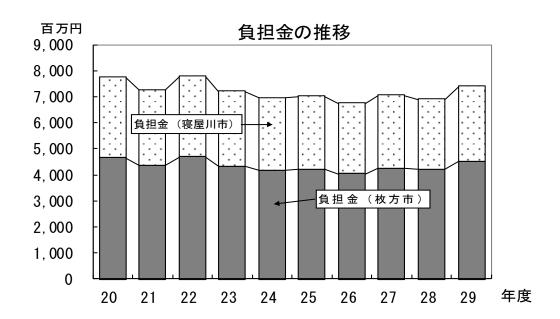
(6) 一部事務組合等への負担金

本市は他市と一部事務組合を設立し、行政サービスを提供している分野があります。具体的には、枚方寝屋川消防組合や淀川左岸水防事務組合、北河内4市リサイクル施設組合、可燃ごみの広域処理施設を共同で建設するため平成28年度に設立した枚方京田辺環境施設組合があります。このほか、大阪府都市競艇企業団や大阪府後期高齢者医療広域連合などにも加入しています。平成29年度において本市がそれらの組合等に対して支出している負担金の総額は47億6,000万円で、主なものとしては枚方寝屋川消防組合に44億9,600万円、北河内4市リサイクル施設組合に1億7,700万円、枚方京田辺環境施設組合に7,400万円などとなっています。

[枚方寝屋川消防組合への負担金と負担割合について]

下の表とグラフは、枚方寝屋川消防組合の構成市である本市と寝屋川市の負担額と負担割合の推移を表したものです。平成29年度の負担金の総額は74億1,700万円で、そのうち本市の負担額は、44億9,600万円となっています。

<u>消防組合負担金の推</u>	移								(単	位:百万円)
区分年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
枚 方 市 金額 A	4,646	4,357	4,684	4,330	4,184	4,206	4,050	4,233	4,211	4,496
寝屋川市 金額 B	3,100	2,906	3,111	2,879	2,786	2,812	2,719	2,836	2,698	2,921
負担金総額 A+B	7,746	7,263	7,795	7,209	6,970	7,019	6,769	7,069	6,909	7,417



負担金割合の改正について

年度	平成 13 年度	平成 28・29 年度	平成 30 年度
項目	~平成 27 年度	(経過措置)	(新割合)
人口割	40/100	42.5/100	45/100
世帯割	40/100	42.5/100	40/100
均等割	20/100	15/100	15/100

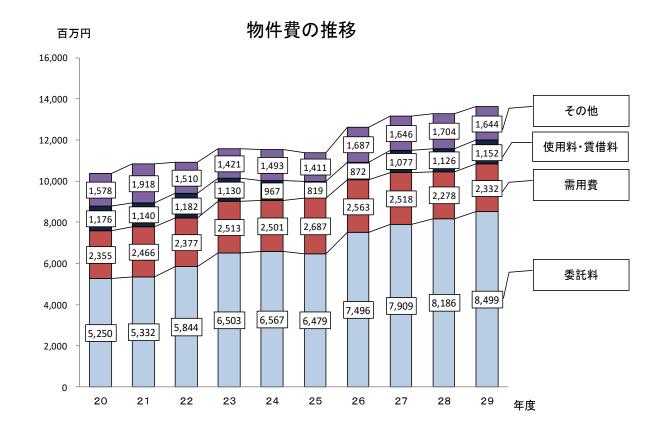
(7) 物件費

物件費は、人件費、扶助費、投資的経費、維持補修費等以外の消費的経費の総称です。 具体的には、委託料、賃借料、光熱水費、消耗品費、修繕料、報償費などがこれに該当します。

平成 29 年度の物件費の総額は、136 億 2,700 万円で前年度から 3 億 3,300 万円増となっています。これは、一般ごみ収集業務委託料や各公園の維持管理経費、予防接種の実施経費、道路修繕料などの経費が増となったことによるものです。

なお、物件費の主な項目の決算額の推移は、下の表のとおりです。

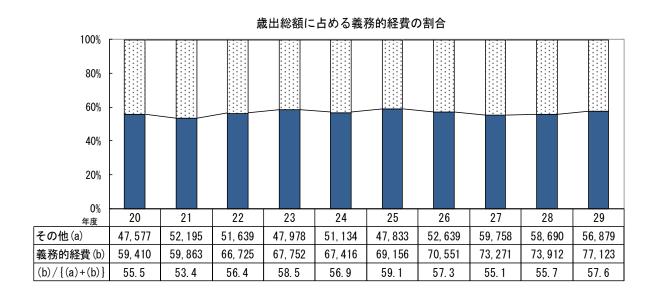
物件	物件費の主な内訳の推移 (単位:百													
区分		年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
物	件	費	10,359	10,856	10,913	11,567	11,528	11,396	12,618	13,150	13,294	13,627		
委	託	料	5,250	5,332	5,844	6,503	6,567	6,479	7,496	7,909	8,186	8,499		
需	用	費	2,355	2,466	2,377	2,513	2,501	2,687	2,563	2,518	2,278	2,332		
使	用料・賃	借料	1,176	1,140	1,182	1,130	967	819	872	1,077	1,126	1,152		
そ	の	他	1,578	1,918	1,510	1,421	1,493	1,411	1,687	1,646	1,704	1,644		

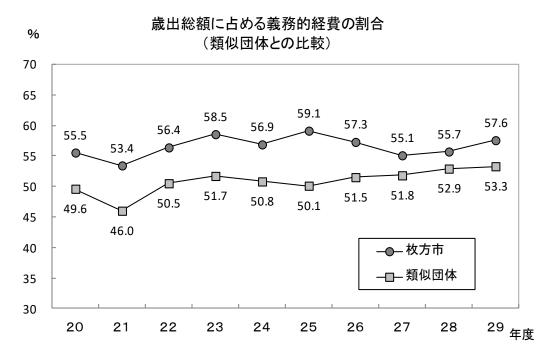


(8) 義務的経費

人件費・扶助費・公債費は、市の行政活動を行う上で支出する経費のうち、その支出が 義務付けられ任意に削減できない経費であることから義務的経費と呼ばれています。義務 的経費の割合が高くなると、財政運営の硬直化を招き、投資的経費などに振り向ける財源 が少なくなるなど財政運営における裁量の余地が小さくなってきます。

平成 29 年度決算では、義務的経費全体で 771 億 2,300 万円となり、前年度から 32 億 1,100 万円増加しました。その内訳は、人件費として退職者数の増による退職手当の増、公債費として繰上償還額の大幅な増、扶助費として児童福祉費の大幅な増などが挙げられます。また、歳出総額に占める義務的経費の割合は 57.6%で、前年度に比べ 1.9 ポイント増加しました。





2. 目的別分類から見た歳出の推移

(1) 目的別歳出の内訳と推移

目的別分類とは、歳出を行政目的に応じて区分したもので、下表のとおり分類されます。

目的別分類

議会費……議会運営に係る経費

総務費………庁舎管理、広報、戸籍・住民票、税徴収、選挙、監査などの経費

民生費………障害者・高齢者・児童福祉、生活保護など社会福祉の経費

衛生費………市民の健康保持などの保健衛生やごみ処理など清掃に係る経費

労働費………労働行政に係る経費

農林水産業費…農業、林業、畜産業などに係る経費

商工費……商業、工業、観光業に係る経費

土木費……都市計画、道路・橋りょう・河川、公園、区画整理などに係る経費

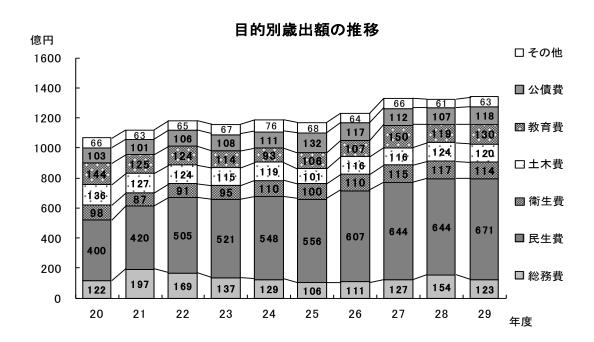
消防費……消防、防災に係る経費

教育費………学校教育やスポーツ、図書館など社会教育に係る経費

公債費……市が借り入れたお金(市債)の元金の償還費及び利子の支払い費、一

時借入金に対する利払い費

且	的別点	きょう とり とうしゅう とうしゅう という という という という という という という という という とい	の内訳と推	移							(単位	: 百万円)
<u>区</u> 分	<u></u>	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総	務	費	12,184	19,661	16,865	13,722	12,851	10,625	11,143	12,689	15,449	12,338
民	生	費	40,043	42,003	50,453	52,137	54,822	55,638	60,686	64,447	64,371	67,123
衛	生	費	9,818	8,746	9,063	9,515	10,987	10,026	11,017	11,491	11,674	11,380
土	木	費	13,567	12,690	12,414	11,537	11,908	10,082	11,606	11,621	12,372	11,979
教	育	費	14,431	12,530	12,418	11,386	9,299	10,634	10,697	14,996	11,943	13,018
公	債	費	10,341	10,138	10,605	10,763	11,061	13,228	11,660	11,177	10,660	11,818
そ	の	他	6,603	6,290	6,546	6,670	7,622	6,756	6,381	6,608	6,133	6,346
歳	出総	額	106,987	112,058	118,364	115,730	118,550	116,989	123,190	133,029	132,602	134,002

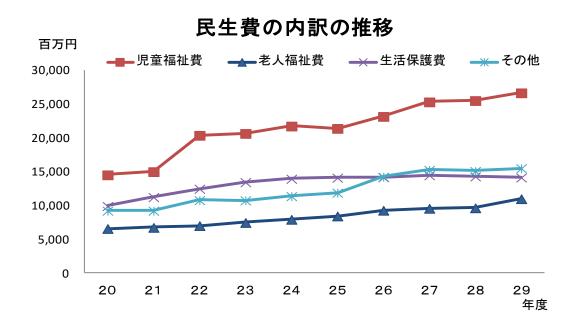


(2) 民生費について

前表のとおり、目的別歳出で最も大きなウェイトを占めているのは民生費です。民生費は、平成13年度以降平成27年度まで15年間増え続けてきました。これは生活保護や介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険に要する経費、近年は、保育所(園)や子ども医療など児童福祉に要する経費の増加によるものです。平成28年度は微減となりましたが、平成29年度は再び大幅な伸びを示し、歳出総額に対する構成比が初めて50%を超えました。つまり、市の行政サービス全体の約半分が民生(福祉)関連の支出であるということです。このようなことから、ここでは民生費の内訳の推移などについて述べることとします。

民生費の総額は、671 億 2,300 万円で、ここ 10 年間で 300 億円近く増えています。また、前年度との比較では、27 億 5,200 万円の増となりました。これは、生活保護費が前年度に引き続き 2 年連続で若干の減となったものの、障害者自立支援費や後期高齢者医療に要する経費、私立保育所に係る経費などが大きな伸びを示したことによるものです。

民生費の内訳の推移									(単位	:百万円)
区分年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
民 生 費	40,043	42,003	50,453	52,137	54,822	55,638	60,686	64,447	64,371	67,123
児童福祉費	14,482	14,954	20,335	20,615	21,705	21,360	23,135	25,287	25,485	26,629
老人福祉費	6,531	6,695	6,964	7,423	7,890	8,385	9,232	9,520	9,593	10,946
生活保護費	9,854	11,187	12,422	13,396	13,899	14,056	14,124	14,427	14,250	14,091
その他	9,176	9,167	10,732	10,703	11,328	11,837	14,195	15,213	15,043	15,457



将来にわたる財政負担

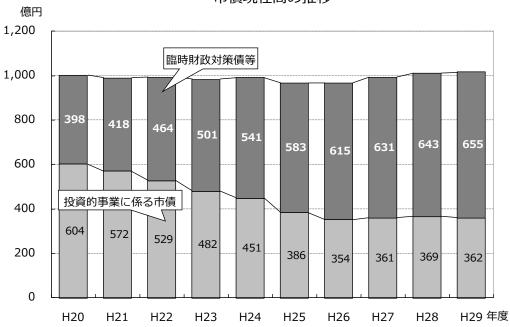
市債残高は1,017億円、年間の元金返済は110億円、支払う利子は7億9,000万円です。また、市債のほかにも、市は、将来にわたる財政負担を負っています。

1. 市債残高(借入金残高)

長期(一会計年度を超えるもの)の借入金である市債残高は1,017億円です。市債残高のピークは平成10年度の1,150億円で、その後は1,000億円前後で推移してきています。

市債残高には投資的事業の財源として借り入れるものや臨時財政対策債・減収補填債といった一般財源として借り入れるもの(以下この項目で「臨時財政対策債等」といいます。)があります。近年は、投資的事業にかかる市債残高が減少傾向になっている一方で、臨時財政対策債等の残高は増加し続けており、平成23年度には市債残高全体に占める割合が50%を超えました。平成29年度の残高は臨時財政対策債等が655億円(64.4%)、投資的事業に係る市債が362億円(35.6%)となっています。

市債現在高の推移



市債現在高の推移(目的別) (単位: 百万円)

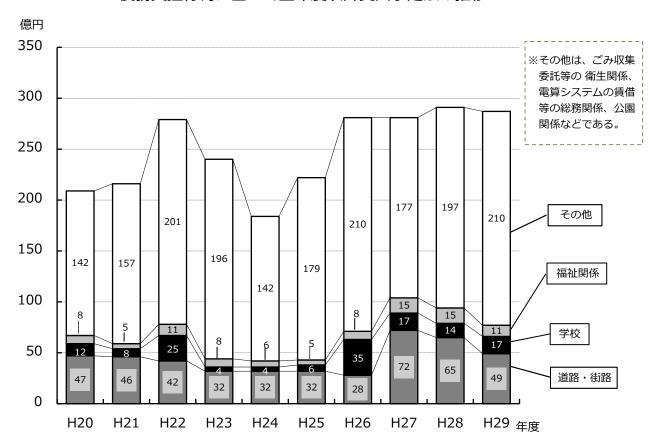
区分		年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総	務	債	243	180	141	113	266	247	226	206	2,230	2,313
民	生	債	3,121	2,690	2,304	1,935	1,492	1,240	963	819	749	848
衛	生	債	16,164	15,533	14,737	13,868	13,764	12,682	12,064	11,359	10,505	9,402
土	木	債	27,780	25,337	22,914	19,996	17,748	15,469	13,810	13,058	12,450	11,712
消	防	債	285	223	167	111	487	550	726	662	620	556
教	育	債	8,554	8,120	7,900	7,676	7,141	6,879	6,380	9,085	9,723	11,027
臨	時 財 政 対	策債	26,463	29,569	35,713	40,822	46,192	51,780	56,148	58,648	60,716	62,825
減	税補填	債 等	13,382	12,281	10,706	9,314	7,886	6,490	5,371	4,494	3,604	2,703
土土	也取得特別	一会計	4,242	5,080	4,786	4,492	4,197	1,511	1,216	922	628	334
合		計	100,234	99,013	99,368	98,327	99,173	96,848	96,904	99,253	101,225	101,720

2. 債務負担行為

予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、将来にわたる支払義務に対応するため、 あらかじめ後年度の債務を約束することがあり、これを債務負担行為といいます。

例えば、土木建設工事のように、着工から完成まで複数年を要し、かつ契約を分割することが困難な場合には、当該年度において総額を契約することになります。このため、あらかじめ契約の限度額を定めておき、当該年度予算計上分とあわせて、翌年度以降に負担する債務の総額を予算に定めます。この債務の履行にあたっては、毎年度、その年度の支出額を予算に定めていくことになります。平成29年度の債務負担行為における翌年度以降の支出予定額は287億円です。市債現在高が1,017億円あるので、これらを合わせた合計額1,304億円は本市の将来にわたる財政負担となります。

債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の推移



債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の推移

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
道路・街路	4,650	4,597	4,183	3,171	3,244	3,208	2,795	7,162	6,551	4,916
学材	1,195	753	2,465	443	417	597	3,471	1,714	1,381	1,699
福祉関係	784	540	1,118	849	598	502	764	1,499	1,466	1,083
その他	14,180	15,673	20,050	19,551	14,202	17,895	21,025	17,653	19,660	21,040
合 請	20,809	21,563	27,816	24,014	18,461	22,202	28,055	28,028	29,058	28,738

基金の状況

1. 基金の状況

本市の普通会計の基金には、積立基金と定額運用基金があります。積立基金は、地方公共団体が特定の目的により財産を維持管理し、資金を積み立てるために設置するもので、具体的には、財政調整基金(年度間の財源調整のための積み立て)や減債基金(市債を返済するための積み立て)等のようにそれぞれに目的を定め積み立てているものです。また、定額運用基金は、特定の目的により定額の資金を運用するために設置するもので、「くらしの資金貸付基金」と「土地開発基金」があります。

平成29年度末の状況は、下の表のとおりです。

普通会計の基金 (単位:百万円)

単連会計の基金										位:日万円)
区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整基金	2,002	3,170	4,537	5,664	7,007	8,037	9,077	9,731	9,990	9,504
減債基金	3,105	3,727	5,646	5,659	5,669	6,007	6,346	5,344	5,351	4,704
職員退職手当基金	952	956	959	961	963	965	966	968	969	969
福祉基金	196	198	197	218	261	262	264	266	280	292
地域福祉推進基金	696	664	628	590	551	511	468	423	378	331
公共施設整備事業基金	1,840	1,848	1,532	368	348	161	161	160	-	-
お達者基金	112	112	112	111	111	110	110	110	109	101
氷室地域等住み良い環境整備基金	216	217	217	167	146	146	146	146	-	-
都市基盤施設整備事業基金	569	971	-	-	-	-	-	-	-	-
大気質等測定局管理基金	46	291	286	282	269	255	248	242	235	227
東部地域里山保全基金	17	17	16	16	15	15	14	14	16	17
こども夢基金	463	461	456	447	442	436	428	420	423	415
安心安全基金	93	87	85	43	30	230	235	211	176	156
新庁舎及び総合文化施設整備	5,173	5,205	5,229	7,248	7,268	7,282	7,292	7,604	5,003	5,614
事業基金	3,173	3,203	3,223	7,240	7,200	7,202	1,232	7,004	3,003	3,014
N P O活動応援基金	2	1	1	1	1	1	1	1	3	5
地域経済活性化基金	113	93	73	59	50	46	40	40	37	33
市営住宅建替等事業基金	-	80	-	-	-	-	-	-	-	-
グリーンニューディール基金	-	59	35	-	-	-	-	-	-	-
施設保全整備基金	-	-	2,107	2,147	2,715	3,220	3,711	3,716	3,719	4,321
スマートライフ推進基金	-	-	-	12	16	20	24	27	35	52
災害復興支援基金	-	-	-	9	6	4	4	3	16	15
花と緑のまちづくり基金	-	-	-	-	-	200	191	188	187	186
植村猛アート基金	-	-	-	-	-	-	-	100	98	97
子どもに本を届ける基金	-	-	-	-	-	-	-	-	7	12
動物愛護基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
大東清四美術品管理基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
積立基金 計	15,595	18,157	22,116	24,002	25,868	27,908	29,726	29,714	27,032	27,156
くらしの資金貸付基金	142	142	162	162	162	162	162	162	162	162
水洗便所等改造資金融資基金	30	30	30	_	_	_	_	-	-	-
土地開発基金	715	715	715	715	715	715	715	715	715	715
定額運用基金 計	887	887	907	877	877	877	877	877	877	877
合 計	16,482	19,044	23,023	24,879	26,745	28,785	30,603	30,591	27,909	28,033

[※]平成 22 年度に目的が類似している都市基盤施設整備事業基金と市営住宅建替等事業基金を整理統合し、施設保全整備基金を新設。 ※水洗便所等改造資金融資基金は平成 23 年 4 月 1 日に下水道事業会計への移管により、平成 23 年度以降「一」となっている。

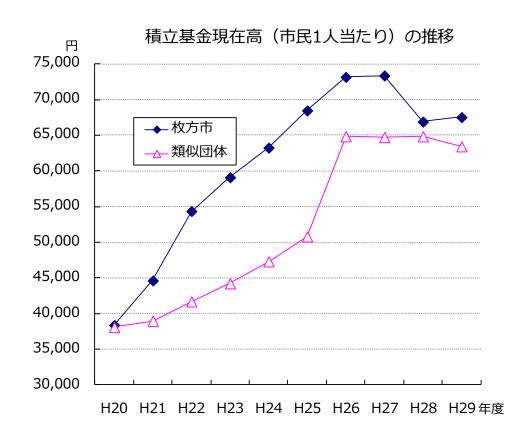
平成 29 年度末の積立基金現在高は 271 億 5,600 万円で、前年度に比べ 1 億 2,400 万円 増加しました。

なお、積立基金現在高の推移と類似団体比較は、下の表とグラフのとおりです。

積立基金現在高(市民1人当たり)の推移

(単位:円)

区分	镀	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
枚	方 市	38,387	44,631	54,362	,	63,253	68,476	73,177	73,378	66,910	67,540
類	似 団 体	38,104		41,697	44,233	47,319	50,817	64,857	64,734	64,839	63,446
差	額	283	5,650	12,665	14,868	15,934	17,659	8,320	8,644	2,071	4,094



主な財政指標

枚方市の財政は健全?不健全?主な財政指標の状況を見てみましょう

1. 健全化判断比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が公布され、地方公共団体は、平成19年度決算から、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表しなければならないこととされました。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担 比率の4つの財政指標のことです。地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期 健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められたものです。

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。また、「財政再生基準」以上の場合は、地方債の発行が制限されるなど国の管理下で財政を再建することになります。

本市において平成 29 年度決算に係る健全化判断比率を算定したところ、下の表のとおり、いずれの指標についても「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を下回りました。

健全化判断比率の状況

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	H29	-	-	▲0.3%	-
	H28	-	-	▲0.1%	-
	H27	_	-	0.4%	-
参考	(早期健全化基準)	(11.25%)	(16.25%)	(25.0%)	(350.0%)
多 分	(財政再生基準)	(20.00%)	(30.00%)	(35.0%)	なし

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、当該地方公共団体の一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(※)に対する割合です。(※ 標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので「標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額」のことです。)

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字額の程度を標準化し、 財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

本市において実質赤字比率の対象となる会計は、一般会計及び土地取得特別会計、母子 父子寡婦福祉資金貸付金特別会計となっています。

本市の平成 29 年度決算に基づく実質赤字比率は実質収支が黒字のため「-」となっています。参考として、実質収支額の標準財政規模に対する比率をマイナス表記で算定しています。

(単位:千円・%)

実質赤字比率の推移

7.5.1.2.1.2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2										
		H27	H28	H29						
	一般会計	1,893,131	1,621,966	1,673,704						
一般会計等の	土地取得特別会計	0	0	0						
実質収支額 (A)	母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会計	49,802	61,075	63,488						
	計	1,942,933	1,683,041	1,737,192						
	標準税収入額等	58,562,611	60,161,901	60,209,867						
標準財政規模	普通交付税額	11,321,354	10,421,852	11,167,131						
(B)	臨時財政対策債 発行可能額	6,777,042	5,674,366	6,795,005						
	計	76,661,007	76,258,119	78,172,003						
実質赤字比率	※ (A) / (B)	▲ 2.53	▲ 2.20	▲ 2.22						
大兵亦于此平	比率	_	-	_						

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当該地方公共団体の全会計(※)を連結した実質赤字額(連結実質赤字額)の標準財政規模に対する割合です。実質赤字比率では一般会計等に限られていましたが、連結実質赤字比率では一般会計等に加え、公営事業会計(特別会計・企業会計)も対象となることから、市全体としての赤字額の程度を指標化するものです。

(※特別会計には財産区特別会計は含まれません。)

(単位:千円・%)

本市の連結実質赤字比率の対象会計は下の表のとおりです。本市の平成 29 年度決算に 基づく連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため「-」となっています。

連結実質赤字比率の推移

X-110/	C 5-2/J.	于11年19 11年19				(丰位・111、/0)
				H27	H28	H29
_		一般会計		1,893,131	1,621,966	1,673,704
般会		土地取得特別会計		0	0	0
計		母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	実	49,802	61,075	63,488
等	特	計	質	1,942,933	1,683,041	1,737,192
	別	国民健康保険特別会計	収	▲ 1,042,008	▲ 286,721	552,712
	会	介護保険特別会計	支	764,032	706,073	554,369
公	計	後期高齢者医療特別会計	額	48,205	46,833	275,166
営		自動車駐車場特別会計		▲ 350,680	▲ 333,242	▲ 294,592
事業		計		▲ 580,451	132,943	1,087,655
会	企	水道事業会計	資 資	5,624,084	4,206,576	4,727,373
計	業	病院事業会計	金又金利不	1,743,780	1,596,810	1,087,208
	会計	下水道事業会計	余は足	1,357,311	961,473	823,335
	āl	計	額 額	8,725,175	6,764,859	6,637,916
		合 計(A)		10,087,657	8,580,843	9,462,763
		標準財政規模(B)		76,661,007	76,258,119	78,172,003
連結	実質	※ (A) / (B)		▲ 13.15	▲ 11.25	▲ 12.10
赤字」	比率	比率		_	_	_

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、平成 18 年度からの地方債の協議制移行に伴い、協議団体・許可 団体を判断する指標として、それまで用いられてきた起債制限比率の見直しが行われ、平 成 17 年度から地方財政法にも明記されている財政指標です。

算定方法は、実質的な公債費を把握する観点から、公営企業債に対する一般会計等の繰出金や公債費に類似する債務負担行為額、一部事務組合の公債費に対する一般会計等の負担額などの標準財政規模に対する割合です。

実質公債費比率は過去3か年の平均値により算定されますが、地方債の発行に当たって協議等を行う際に比率が18%以上になると公債費負担適正化計画の策定を前提に起債が許可、25%以上で財政健全化計画の策定を前提に起債が許可、35%以上となると財政再生計画の同意がなければ災害復旧事業等を除く起債が制限されることとなります。

(注) A……地方債元利償還金の一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金分を除く)

B……地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C……元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額

D·····標準財政規模

本市における実質公債費比率の対象会計は、連結実質赤字比率の対象会計と一部事務組合 (淀川左岸水防事務組合・枚方寝屋川消防組合・北河内4市リサイクル施設組合・大阪府都市競艇企業団・大阪広域水道企業団・枚方京田辺環境施設組合)、広域連合(大阪府後期高齢者医療広域連合)です。

実質公債費比率は3か年の平均値を算出することとされています。入れ替わりとなる平成26年度と比べ平成29年度は0.74601ポイント減少しているため、3か年平均の実質公債費比率は、前年度からさらに0.2ポイント減少し、▲0.3%となりました。

実質公債費比率の状況(H26~H29)

(単位:千円・%)

	区 分	H26	H27	H28	H29
Α	地方債元利償還金の一般財源等額	6,506,730	5,790,279	5,865,781	5,902,004
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	0
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てた と認められる繰入金	3,664,917	3,990,350	3,671,669	3,298,210
В	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又 は負担金	232,881	238,860	244,594	393,946
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	10,679	10,679	10,679	10,679
	一時借入金の利子	44	0	42	174
	計	3,908,521	4,239,889	3,926,984	3,703,009
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	5,345,668	4,740,343	5,039,343	5,412,541
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに 限る。)	3,549,340	3,481,037	3,364,514	3,253,352
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	942,488	871,325	787,893	670,717
С	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償 還金に係るものに限る。)	306,658	342,450	345,089	347,248
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	273,006	272,685	275,492	275,156
	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	114,680	120,788	275,022	272,212
	計	10,531,840	9,828,628	10,087,353	10,231,226
D	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	76,893,049	76,661,007	76,258,119	78,172,003
	実質公債費比率(単年度)	▲0.17569	0.30156	▲0.44519	▲0.92170
	実質公債費比率(3か年平均)	0.8	0.4	▲0.1	▲0.3

実質公債費比率の推移 (単位:%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実質公債費比率	2.0	1.0	0.3	1.0	1.3	1.5	0.8	0.4	▲ 0.1	▲ 0.3

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等に加え、特別会計や企業会計、地方公社や損失補償を行っている出資法人(第三セクター等)、一部事務組合等を対象とし、これらが有する負債などに係る一般会計等の負担見込額となる将来負担額の標準財政規模に対する割合により算出します。

将来負担比率 =
$$A - (B + C + D)$$
 × 100 (%)

- (注) A······将来負担額:①~⑧の合計
 - ①一般会計等の前年度末地方債残高
 - ②債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担見込額

対象公営企業 : 水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、

自動車駐車場特別会計

④組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額

対象組合等 : 枚方寝屋川消防組合、北河内4市リサイクル施設組合、

大阪広域水道企業団

⑤退職手当支給予定額に係る負担見込額

⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

対象法人 : 枚方市土地開発公社

⑦連結実質赤字額

⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担額

対象組合等 : 枚方寝屋川消防組合、北河内4市リサイクル施設組合

淀川左岸水防事務組合、大阪府後期高齢者医療広域連合

大阪府都市競艇企業団、大阪広域水道企業団

枚方京田辺環境施設組合

B ……充当可能基金額

C……特定財源見込額

D……地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償 環金

E·····標準財政規模

F……元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

本市における将来負担比率の対象会計は、実質公債費比率の対象会計と地方公社(土地 開発公社)、第三セクター(損失補償を行っている第三セクターがないため該当なし)等 です。

本市の将来負担比率は平成 24 年度以降、将来負担額を充当可能財源等が上回ることから「一」となっています。平成 29 年度も同様に、同比率は「一」となりました。

将来負担比率の推移 (単位: 千円·%)

		区分	H27	H28	H29
		一般会計等の年度末地方債残高	99,253,382	101,232,910	101,727,792
	A B C D	債務負担行為に基づく支出予定額	6,843,537	6,035,416	4,999,686
将		公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担見込額	39,769,277	36,427,884	33,340,433
来		組合等が起こした地方債の償還財源に係る負担見込額	2,843,500	2,912,332	2,665,308
負	Α	退職手当支給予定額	15,793,206	15,627,012	14,852,696
担		設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	1,814,766	1,472,974	1,202,714
額		連結実質赤字額	0	0	0
		組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担額	0	0	0
		計	166,317,668	163,708,528	158,788,629
充当	В	充当可能基金額	26,490,971	29,395,856	30,342,062
可能	С	特定財源見込額(都市計画税含む)	32,474,902	32,730,287	29,815,433
財	D	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	113,200,333	112,942,637	111,679,025
源等		計	172,166,206	175,068,780	171,836,520
E		標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)	76,661,007	76,258,119	78,172,003
		災害復旧費等に係る基準財政需要額	4,740,343	5,039,343	5,412,541
		災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限 る。)	3,481,037	3,364,514	3,253,352
		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	871,325	787,893	670,717
F	=	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金 に係るものに限る。)	342,450	345,089	347,248
		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	272,685	275,492	275,156
		密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の 元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	120,788	275,022	272,212
		≣†	9,828,628	10,087,353	10,231,226
		将来負担比率	-	-	_

2. その他の主な財政指標について

(1) 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標です。

財政力の強弱は、それぞれの自治体の標準的な地方税収入や地方譲与税等(以下、この項目において「税収入等」といいます。)の大小で判断します。税収入等が豊かなら財政力があるといい、税収入等が少なければ財政力が弱いということになります。

財政力指数は次の算式により、通常は過去3か年の平均値を用います。

財政力指数 = 基準財政収入額 基準財政需要額

「基準財政需要額」と「基準財政収入額」は、ともに各自治体の地方交付税(のうち普通交付税)の額を決定する際に算出されるものです。

「基準財政需要額」とは、各地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するもので、行政分野ごとに人口や面積などの客観的なデータに基づき、地方特性を反映させて一定の方法によって算出した額です。また、「基準財政収入額」は、各地方公共団体の標準的な税収入等の一定割合により算出した額です。

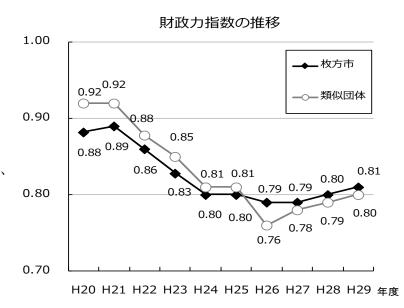
基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数 (測定単位1当たり費用) (人口・面積等) (寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入 × 0.75 + 地方譲与税等

財政力指数は数値が大きいほど財政力が強いと判断することができ、「1」以上の自治

体は地方交付税のうち普通交付税が不交付となり、超えた分だけ標準的な水準を上回る行政活動ができることになります。

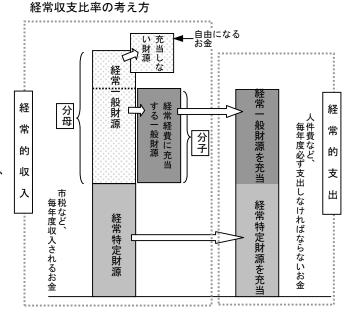
また、基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各自治体に留保されていることから、留保財源と呼ばれています。留保財源は、市町村の場合、標準的な地方税収入の25%の額となります。



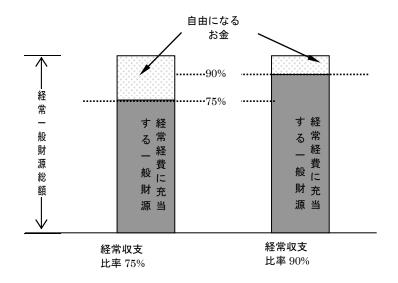
(2) 経常収支比率

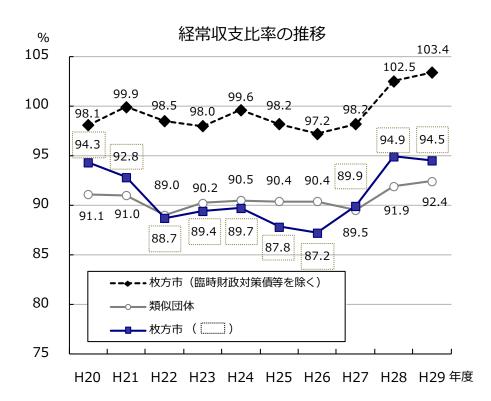
市税等の自由に使える収入のうちから、人件費等の必ず支出しなければならない経費に使った残りが、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に応えていくための自由に使えるお金となります。市民が納得するサービスを提供していくためには、このお金を一定確保し、柔軟な対応ができる財政状況にする必要があります。

これを測る指標として、毎年収入 されるお金で、自由に使えるもの (経常一般財源)のうち、どれほど が自由にならなくなってしまうの



かということを示す経常収支比率があり、経常一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費等の毎年必ず支出しなければならない経費に使われている割合により算出します。この比率が低いほど、自由に使えるお金が多く、弾力性のある財政構造と言えます。



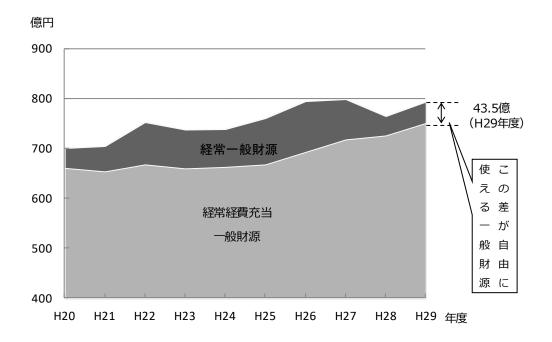


本市の経常収支比率は、上のグラフのとおり平成22年度から平成27年度までの6年間は80%台で推移していましたが、平成28年度は94.9%と大きく上昇しました。

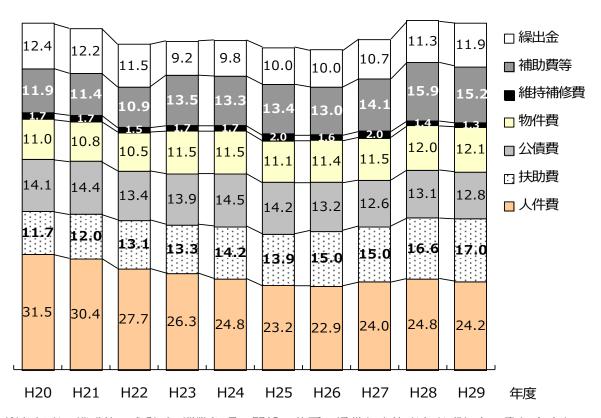
平成29年度は94.5%と前年度から0.5ポイントの減少となりました。これは、経常経費充当一般財源(分子となる歳出面)が、特別会計への繰出金や扶助費、物件費などの増により、総額で24億8,000万円の増となったものの、経常一般財源(分母となる歳入面)が市税や普通交付税、臨時財政対策債などの増により、総額で29億4,100万円の増と歳出の増を上回ったことによるものです。

このように平成 29 年度の経常収支比率は、若干の改善は見られたものの、2 年連続で 90% 台となったことから、さらなる改善に向けた取り組みが必要です。

経常一般財源・経常経費充当一般財源の推移



経常収支比率構成比の推移(%)



※各年度の構成比の合計は、端数処理の関係で前頁の経常収支比率と必ずしも一致しません。

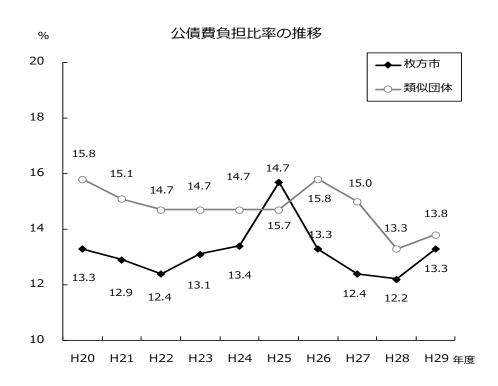
(3) 公債費負担比率

公債費負担比率をみれば公債費による財政負担の度合い、つまり、公債費の負担が財政 に与える影響を判断することができます。一般的に15%が警戒ラインとされています。

公債費負担比率は、「公債費に充当された一般財源」の「一般財源総額」に占める割合で示されます。財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみます。

「一般財源総額」には、市税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金、自動車取得税交付金のほか、使用料・財産収入・繰入金等の一部や臨時財政対策債も含まれます。

公債費負担比率は、繰上償還額等の影響を受けることから、年度間の増減が大きくなることがあります。平成25年度においては、公共用地先行取得等事業債の繰上償還が多額であったため、同比率が大きく上昇しましたが、それ以外の年度では、概ね12~13%台で推移してきました。平成29年度は、分母である一般財源総額は891億3,600万円と前年度に比べ14億6,100万円の増となりましたが、分子である公債費充当一般財源が118億1,600万円と前年度に比べ11億5,800万円の増となったことから、公債費負担比率は前年度比1.1ポイント増加の13.3%となりました。



特別会計の状況

経費区分を明らかにする必要がある特定の事業については、一般 会計と区分して経理します。

1. 本市の特別会計

(1) 国民健康保険

国民健康保険は、社会保障制度のひとつとして、被保険者の疾病、負傷等の場合に保険 給付を行う医療保険制度で、国民健康保険料や国から交付される国庫支出金などを主な財 源としています。被保険者とは、他の医療保険や生活保護の適用者を除く、当該市町村の 区域内に住所を有するすべての市民です。

国民健康保険では、被保険者の高齢化や、医療の高度化等により、一人当たりの医療費が増え続けています。一方、被保険者数は平成24年度以降減少傾向となっており、特に平成28年度以降、被用者保険や後期高齢者医療への移行者の増加により、大きく減少しています。

平成 29 年度は、保険料収納対策の強化や医療費適正化などの取り組みを進め、その取り組みが評価されたことで前年度に引き続き保険者の経営努力分としての特別調整交付金の交付を受けたことなどにより、累積赤字を解消しました。

国民健康保険特別会計決算の推移状況

(単位:百万円、人)

主要な項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入総額	36,287	37,608	39,290	41,371	42,665	43,753	45,256	52,693	51,554	50,260
うち保険料収入	8,330	8,162	8,048	8,217	8,470	8,620	8,426	8,412	8,305	8,319
うち一般会計繰入金	3,480	3,101	3,543	3,872	3,836	4,041	4,931	5,567	4,175	4,252
歳出総額	37,547	39,035	40,715	42,520	44,008	45,423	46,877	53,727	51,832	49,698
うち保険給付費	25,744	26,911	28,127	29,433	29,824	30,396	31,377	31,927	30,955	29,742
実質収支額	▲ 1,260	▲ 1,427	▲ 1,425	▲ 1,149	▲ 1,343	▲ 1,670	▲ 1,621	▲ 1,034	▲ 278	562
被保険者数	105,440	106,377	106,737	107,122	106,257	104,474	102,025	98,679	92,959	88,086
一人あたり医療費 (円)	295,909	306,649	315,058	329,440	332,952	342,895	359,879	374,352	375,966	386,182

(2) 介護保険

介護保険は、国・府・市の負担金と、65歳以上の方(第1号被保険者)及び40歳以上の医療保険加入者(第2号被保険者)の方が納付する保険料で運営し、被保険者は介護が必要な状態になった場合に、一定の負担額を支払い介護サービスを受けることができるほか、高齢者が要介護状態になることを防止するための地域支援事業も行われています。市は保険者として保険料の徴収や保険給付費の支給及び介護予防施策等を行っています。

介護保険特別会計決算の推移状況

(単位:百万円、人)

主要な項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入総額	19,516	20,465	21,366	22,477	24,067	25,564	27,311	28,453	29,239	30,994
うち保険料収入	4,546	4,556	4,680	4,794	5,529	5,825	6,106	6,832	7,048	7,198
うち一般会計繰入金	2,777	2,933	3,090	3,259	3,416	3,534	3,759	3,971	4,055	4,294
歳出総額	18,953	20,100	20,897	22,290	23,586	25,073	26,451	27,689	28,533	30,440
うち保険給付費	16,836	18,167	19,441	20,623	22,251	23,471	24,766	25,639	26,383	27,428
実質収支額	563	365	469	187	481	491	860	764	706	554
第1号被保険者数	79,425	82,678	84,624	88,309	93,334	98,228	102,376	105,568	108,082	110,102
要介護認定者数	13,482	14,092	14,823	15,781	17,030	18,007	18,848	19,603	20,242	20,737

(3) 土地取得

本会計は、公共事業等を効率的に執行し、また、計画的な都市形成を推進することを目的として、昭和 42 年度に制度化がなされた公共用地先行取得等事業債に対処するために設置されたものです。平成 29 年度においては、星ケ丘公園建設事業に係る借換債等を計上しています。

土地取得特別会計決算の推移状況

(単位:百万円)

主要な項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入総額	1,908	3,309	2,030	1,800	1,589	3,769	1,135	965	8,067	501
歳出総額	1,908	3,309	2,030	1,800	1,589	3,769	1,135	965	8,067	501
実質収支額	-	i	1	ı	i	-	1	1	1	1

(4) 自動車駐車場

本会計は、枚方市自動車駐車場条例の規定により、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として設けられた自動車駐車場を運営するために設置されたものです。

市営岡東町自動車駐車場の管理運営に要する経費や市債の償還に要する経費を、自動車 駐車場の使用料や一般会計からの繰入金で賄ってきましたが、平成 26 年度以降は市債の 償還終了に伴い、一般会計からの繰入金はなくなりました。

平成29年度は、「枚方市市有建築物保全計画」に基づく電灯設備改修工事、監視モニター等更新工事を行い、施設・設備の保全に努めました。また、歳入が1億円を超え、実質収支の赤字額は3,800万円の減となっています。

自動車駐車場特別会計決算の推移状況

(単位:百万円)

主要な項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入総額	144	139	137	105	97	93	96	97	101	101
うち使用料収入	89	88	91	92	89	88	96	96	101	100
うち一般会計繰入金	55	51	46	11	7	3	0	0	0	0
歳出総額	418	434	451	474	520	556	496	448	434	396
うち公債費	132	131	130	128	122	104	0	0	0	0
実質収支額	▲ 274	▲ 295	▲ 314	▲ 369	▲ 423	▲ 463	▲ 400	▲ 351	▲ 333	▲ 295

(5) 財産区

本会計は、地方自治法第294条第3項の規定により、一般会計と会計を分別し、財産区議会を有する財産区(氷室・津田・菅原財産区)を除く(旧)財産区(31財産区)のより円滑な管理、運営と経理区分の明確化を図るため設置されたものです。

歳入は財産区基金からの繰入金や財産区が所有する土地の貸付収入等によっており、財産区の運営に要する経費や地区の公共事業等の実施等に使われています。

財産区特別会計決算の推移状況

(単位:百万円)

主要な項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入総額	47	62	60	86	221	75	67	442	157	339
歳出総額	47	62	60	86	221	75	67	432	147	339
実質収支額	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0

(6) 後期高齢者医療

本会計は、平成 20 年 4 月に「後期高齢者医療制度」が創設されたことに基づき、市民 の高齢期における適切な医療の確保を図るために設置されたものです。

後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに全ての市町村が加入して設置する後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格認定・管理、保険料の賦課決定、各種医療給付、保健事業の実施等を行い、市町村が保険料の徴収と各種届出、申請受付や被保険者証の引き渡し等を行います。

被保険者となる人は 75 歳以上の人及び 65 歳以上 75 歳未満の人で申請により一定の障害 があると認められた人です。また、被保険者数は年々増加しており、平成 29 年度においても前年より 2,540 人増加しています。

市が行う保険料の徴収と各種届出、申請受付や被保険者証の引き渡し等に要する経費や、 大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金等の歳出が、被保険者からの保険料や一般会計 からの繰入金等の歳入で賄われています。

後期高齢者医療特別会計決算の推移状況

(単位:百万円、人)

主要な項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入総額	3,233	3,437	3,764	3,952	4,538	4,785	4,884	5,089	5,383	5,758
うち保険料収入	2,723	2,854	3,132	3,279	3,692	3,864	4,055	4,166	4,436	4,749
うち一般会計繰入金	509	537	595	633	690	712	787	879	899	962
歳出総額	3,200	3,400	3,725	3,796	4,330	4,743	4,841	5,041	5,336	5,483
うち広域連合納付金	3,075	3,277	3,591	3,657	4,195	4,619	4,720	4,883	5,190	5,339
実質収支額	33	37	39	156	208	42	43	48	47	275
被保険者数	30,522	32,135	34,012	35,924	38,081	39,826	41,890	44,478	47,826	50,366

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

本会計は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条の規定により、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定を図ることを目的として、平成26年4月1日より中核市へ移行したことに伴い大阪府から事務移譲された母子寡婦福祉資金貸付事業(平成26年10月1日より母子父子寡婦福祉資金貸付事業)を実施するために設置されたものです。

ひとり親家庭及び寡婦の子どもの修学や就学支度、母親・父親自身への技能習得や転宅などに要する資金を、一般会計からの繰入金や地方債の発行等で賄っています。

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算の推移状況 (単位: 百万円)

主要な項目	H26	H27	H28	H29
歳入総額	43	66	78	88
歳出総額	8	16	17	25
実質収支額	35	50	61	63
貸付残高	215	199	189	186

用 語 解 説

用語解説

五十音順	用 語	説明
あ	依存財源	収入の源泉を国・府に依存し、その額と内容とが国・府の基準に 基づくもので、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、府支出金、 地方債などがこれにあたる。
	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費が計上される会計。通常、議会費、総務費、民生費等13の区分(「款」という)で構成されている。現在のように広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計が設けられている。
	一般財源	財源の使途が限定されず、どのような経費にも使用できるもので、その主な内容は市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などである。
か	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費であり、職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債元利償還金等の公債費をさす。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものが形式収支である。歳入決算額には、翌年度に繰り越すべき財源が含まれている場合があり、形式収支からこれを控除した金額が実質収支となる。
	減債基金	公債費対策として、公債費の償還を計画的に行うための資金を積 立てる基金。
	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、毎年 度継続的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源 の額が、地方税、普通交付税等を中心とする毎年度経常的に収入 される一般財源(経常一般財源)の総額に占める割合。
	減収補填債	地方税の収入が地方交付税法で定める方法により算定した収入 見込額を下回る場合に、その減収を補うために発行が認められる 地方債のことをいう。
	減税補填債	個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために借り入れる特別な地方債で、税の振り替わりとしての性格をもつもの。一般的な地方債では、財源にできる対象事業が限定されているが、減税補填債は、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できる。

五十音順	用語	説明
	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元金及び利子の償還費をい う。公債費は義務的経費の一つであり、これが歳出中の比重を高 めることは、財政の硬直化を招くことになる。
	公債費負担比率	地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金(普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く)に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいう。
ż	債務負担行為	数年度にわたる建設工事や、土地の購入等の翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出を予定するなど、将来的な財政支出の約束として、予算に内容を定めておくもの。歳入歳出予算とともに予算の一部を構成する。
	資金不足比率	企業会計において、事業の規模に対する資金の不足額の割合を表す。経営健全化基準は 20%であり、これを超えると経営健全化計画を策定しなければならない。
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担 金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金等がこれにあ たる。
	実質赤字比率	健全化判断比率の1つ。一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。枚方市の早期健全化基準は11.25%、 財政再生基準は20%。
	実質収支	形式収支(歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの) から、翌年度に繰り越すべき財源を控除し、実質的な収入と支出 の差額を表したもの。
	実質公債費比率	健全化判断比率の1つ。実質的な公債費を把握する観点から、公営企業の公債費に対する一般会計からの繰出しを算入すること、事業等の債務負担行為や一部事務組合の公債費に対する負担金等の公債費類似経費を算入すること、満期一括償還方式の地方債のルールの統一化を図った上で、実質公債費比率に算入することとなっている。比率が 18%以上で一般的許可団体、25%以上で財政健全化団体、35%以上で財政再生団体となる。
	将来負担比率	健全化判断比率の1つ。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は350%(財政再生基準はなし)。
	性質別分類	歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類すること。「報酬」や「需用費」等の予算・決算の節を基準としたもの。

五十音順	用語	説明
<i>†</i> =	単年度収支・ 実質単年度収支	その年度の実質収支額から、前年度の実質収支額を差し引いたもの。単年度収支が黒字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、その年度に新たな黒字を増加させたことを意味し、赤字であった場合は過去の赤字を解消したことになる。逆に、その年度の単年度収支が赤字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、過去の余剰金の食いつぶしを意味し、赤字であった場合は赤字額がさらに累積したことになる。また実質単年度収支とは、財政調整基金の積立てといった実質的な黒字要素や、財政調整基金の取り崩し等の赤字要素が含まれている単年度収支から、これらを控除したものをいう。すなわち、これらの黒字・赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとしたら、単年度収支がどうなったかを見るのが実質単年度収支である。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、 かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所 得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額 を、国が地方公共団体に対して交付するもの。地方交付税には一 定の算出方法により算定のうえ交付される普通交付税と、災害等 特別の財政需要に応じて交付される特別交付税がある。
	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。いわゆる地方公共団体の借入金で、地方債を起こすことを「起債」という。
	地方譲与税	国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜 上等の理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方揮発油 贈与税・自動車重量譲与税等である。
	中核市	指定都市以外の都市で社会的実態として規模能力が比較的大きな都市について、事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにするため、平成6年に地方自治法の改正により創設された制度。現在の中核市の要件は、人口20万人以上を有すること、とされている。
	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校等の建設等社会資本の整備に要する 経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業 費からなっている。
	特定財源	国・府支出金、地方債、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附 金のうち使途が指定されているもの等である。
	特別会計	一般会計に対するもので、特定の歳入をもって特定の事業に充てるよう、一般会計とは区別して経理するための会計。本市では、国民健康保険など7つの特別会計を設けている。(平成29年度末現在)

五十音順	用語	説明
は	標準財政規模	自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう規模を示すもので、標準的税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能 額を加算した額。
	標準税収入額	地方税法に定める普通税(住民税、固定資産税等)及び目的税(事業所税)について、標準税率で算定した収入見込額。
	扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法等の各種の法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費のことである。
	普通会計	各地方公共団体で任意に定めている会計を一定の基準で比較するため、総務省が定める会計区分のこと。本市においては一般会計と土地取得特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計を合計し、重複額を控除する等を行い作成している。
ま	目的別分類	歳出をその行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、 労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分 類すること。予算・決算の款及び項の区分を基準としたもの。
6	ラスパイレス指数	地方公務員の給与水準を、国家公務員の給与水準と比較するために用いる統計上の指数で、国の平均給料月額100に対する比率で表す。
	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも 充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源 の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ご との発行可能額が算定される。
	類似団体 (中核市)	北海道函館市・旭川市、青森県青森市・八戸市、岩手県盛岡市、 秋田県秋田市、福島県郡山市・いわき市、栃木県宇都宮市、群馬 県前橋市・高崎市、埼玉県川越市・越谷市、千葉県船橋市・柏市、 東京都八王子市、神奈川県横須賀市、富山県富山市、石川県金沢 市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、愛知県豊橋市・岡崎市・豊田 市、滋賀県大津市、大阪府豊中市・高槻市・枚方市・東大阪市、 兵庫県姫路市・尼崎市・西宮市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山 市、岡山県倉敷市、広島県呉市・福山市、山口県下関市、香川県 高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県久留米市、長崎県 長崎市・佐世保市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児 島市、沖縄県那覇市。(平成30年3月31日現在)
	連結実質赤字比率	健全化判断比率の1つ。公営企業を含む全会計を対象とした実質 赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率。本市の早期 健全化基準は16.25%、財政再生基準は30%。

枚方市の財政事情 (第一部)

平成 30 年度版

平成 30 年 10 月 発行

発 行/枚方市

企画·編集/財務部 財政課

₹573-8666

大阪府枚方市大垣内町 2-1-20

電話 072-841-1221 (内線 3460)

072-841-1311 (直通)

FAX 072-841-3039

e-mail zaisei@city.hirakata.osaka.jp